

【重要】令和6年能登半島地震における被災会員の会費免除ならびに見舞金支給等について

(公社)石川県理学療法士会 会長 北谷 正浩

事務局長 小堺 武士

災害対策委員長 吉本 真樹

令和6年1月1日に発生しました石川県能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。(公社)日本理学療法士協会では被災された会員の皆様に対し、協会ホームページを通じて災害支援情報を掲載しております。「会費減免・見舞金等の支給に関する規程」に基づき、見舞金の支給ならびに会費の免除を受けることが可能となっております。

つきましては、協会ホームページの下記PDFファイルをご確認いただき、それぞれの規準に該当する方は、「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に必要事項を記入のうえ、自治体が発行する「罹災証明書(コピーで可)」を添付して石川県理学療法士会事務局へご郵送ください。

また、本申請をもって石川県理学療法士会(以下、当会)の令和6年度会費免除ならびに見舞金の申請も受け付けます。当会からの見舞金は、日本理学療法士協会の見舞金とは別途、当会慶弔規程に基づき支給いたします。

当会会費の免除は5月26日の定時社員総会に諮り、承認を受けた後に対応する予定です。尚、会費免除とならない一般会員の皆様について、令和6年度の会費請求は6月以降に繰り下げることとなりましたことを併せてご報告いたします。

県士会ニュース3月号にも同様の記事を掲載予定ですのでご確認ください

令和6年1月能登半島地震

- 会費減免・見舞金等の支給に関する規程 (PDF:106KB)
- ご案内/見舞金・弔慰金および会費免除申請書 (PDF:109KB)

上記のPDFファイルをご確認いただき、それぞれの規準に該当する方は、「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に必要事項を記入のうえ、自治体が発行する「罹災証明書(コピーで可)」を添付して石川県理学療法士会事務局へご郵送ください。

申請期限:2024年4月30日(火)

※罹災証明書の発行が間に合わず、上記期日までのご申請が難しい場合は、日本理学療法士協会事務局へご相談ください。

※罹災証明書(コピー)は1通で結構です。

罹災証明書につきましては、最寄りの市町村へご申請ください。

なお、申請期限についてお早めにご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shoumei.pdf> (PDF:284KB)

ご不明な点がございましたら、日本理学療法士協会までご連絡ください。

【送付先】

石川県理学療法士会事務局

〒920-8204 石川県金沢市戸水1丁目25

TEL : 076-254-1431 FAX : 076-254-1432 E-mail : jimmu@ishikawa-pt.com

<本件お問い合わせ先>

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 経理課 会費担当

TEL : 03-6804-1421 E-mail : billing-chg@japanpt.or.jp